

## 障害者生産活動支援事業費補助金交付事業 Q&A

Q1 生産活動を行っている就労移行支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターは対象と  
ならないのか。

A 対象とならない。本事業は生産活動に係る平均工賃等を障害福祉の基本報酬の算定指標として  
いる就労継続支援事業所を重点的に支援することを目的としている。

Q2 多機能型事業所で就労継続支援A型とB型を運営している場合、それぞれのサービスごとに申請  
することは可能か。

A 可能である。

Q3 当事業の対象となる事業所について、「(報告対象年度分の) 工賃実績を都道府県等に報告してい  
ること」とあるが、報告対象年度分とは令和元年度も含むのか。

A 令和元年度分も含まれる。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和元年度分の  
工賃実績が未報告である事業所であって、本事業の申請と併せて工賃実績を報告した場合は、「報  
告している」とものとして取り扱って差し支えない。

Q4 利用者の賃金や工賃に充てても良いか。

A 本事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の影響により、生産活動収入が相当程度減収  
している就労継続支援事業所に対し、その生産活動の再起に向けて、生産活動の実施に必要な経  
費を助成するものである。したがって、利用者の賃金や工賃に充てることはできない。利用者の  
賃金・工賃については、生産活動収支により、引き続き、支出していただきたい。

Q5 職員の給与などの事業所の運営経費に使うことは可能か。

A Q4と同様の趣旨により、職員の給与に充てることはできない。

Q6 生産活動収入とは就労支援事業会計の就労支援事業収益を指すのか。

A 貴見のとおり。

Q7 事業所が休業していた場合においても申請することは可能か。

A 要件に該当すれば可能である。

Q8 就労継続支援 A 型事業所で利用者等が休業しており、雇用調整助成金が支給されている場合においても本事業の対象となるか。

A 支給要件を満たせば対象である。なお、雇用調整助成金は、休業手当に要した費用を助成する制度であるが、本事業は人件費を助成の対象としておらず、雇用調整助成金とは支援内容が異なるため併給調整は行わないものである。

Q9 1 法人あたりの上限は 200 万円 ((2) 県事業においては 160 万円) となっているが、同一法人内で 5 ヶ所以上の事業所が対象となる場合においては、基準額をどのように考えるのか。

A 各事業所の基準額を算出した上で、申請額の合計が 200 万円以内 ((2) 県事業においては 160 万円以内) に収まるよう法人内で調整されたい。

Q10 当該事業交付要綱の別表第 1 における「(1) 国事業」と「(2) 県事業」の違いについて

A 主な違いは下表のとおり。

	(1) 国事業	(2) 県事業
補助目的	同じ	同じ
補助要件	1 ヶ月の生産活動収入が前年同月比 <b>50%以上減少</b> or 連続する 3 ヶ月の生産活動収入が前 年同期比で <b>30%以上減少</b>	1 ヶ月の生産活動収入が前年同月比 <b>30%以上減少</b> or 連続する 3 ヶ月の生産活動収入が前 年同期比で <b>10%以上減少</b>
対象事業所	就労継続支援 A・B 型事業所 <b>(中核市に所在する事業所を除く。)</b>	就労継続支援 A・B 型事業所 <b>(中核市に所在する事業所を含む。)</b>
補助対象経費	生産活動の実施に必要な経費であつて、就労支援事業会計から支出すべき経費	生産活動の実施に必要な経費であつて、就労支援事業会計から支出すべき経費
基準額	1 事業所あたり上限 <b>50 万円</b> 1 法人あたり上限 <b>200 万円</b>	1 事業所あたり上限 <b>40 万円</b> 1 法人あたり上限 <b>160 万円</b>